

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区
補助の区分	事業補助(協調事業補助)
補助の概要	佐渡市宿根木地区歴史的景観条例の規定に基づき、宿根木地区の伝統的建造物群の保存及びその他の景観を形成するため補助金を交付する。
補助事業者	伝統的建造物群保存地区内で事業を実施する者
補助対象経費	指定物件及び指定外物件の修理、補強、復旧等の経費及び講演会、学習会、研修会等の経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	予算の範囲内 補助金の下限は10万、上限はなし
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	修理9/10以内、景観協定及び住民団体の活動経費5/10～8/10以内 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	国・県と連携し、手厚い支援を行っており、国・県市の補助を合算し、9/10補助としている。よって、実際の負担割合は、国が65%、県が7%で、市は1/4程度となっている。
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果(計算式) ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 国が選定した重要伝統的建造物群として、市が地域住民及び建物所有者等と一体となり、その保存を行うことは必要不可欠であり、予算の範囲内で出来る限り修理等の支援をすることになっているが、所有者等からの申請に基づくものであり、修理件数などの目標は定められない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 事業の実施については指定された地域の中で本市と協議の上実施することとするため、事前に協議の上、決定する。
事業担当 (担当部署)	世界遺産推進課 文化財室文化財保護係
(電話番号)	0259-63-5136